

# 香川県スポーツ少年団指導者綱領

## 単位スポーツ少年団活動の指導と運営の指針

- 1 団員の参加意識を高め、スポーツ少年団員としての自覚を持たせる。
  - 1 団員綱領の朗読
  - 2 スポーツ少年団歌(若いぼくら・みどりの朝風)の歌唱
- 2 指導者は、日本スポーツ少年団指導者綱領を基本に団員の指導に当たる。
- 3 単位団組織の整備と充実
  - 1 団代表指導者、特技指導者、母集団役員がそれぞれの役割を分担する。
  - 2 母集団(育成会、後援会)の活動を活性化するとともに、指導者との連携を深めるため、指導者との会合を定期的に行う。
  - 3 団代表指導者、特技指導者、母集団役員は、日本スポーツ少年団指導者制度に基づく認定員の資格を取得するように努める。
  - 4 指導者及び母集団の会員は、各本部が開催する講習会及び研修会に積極的に参加するように努める。
- 4 活動計画及び活動
  - 1 年間、月間、週間の計画を立て、計画的に活動する。
  - 2 同一団員のスポーツ活動は、日曜日を含めて週3日を目安とする。
  - 3 同一団員の活動時間(練習時間)は、2時間を目安とする。
  - 4 スポーツ活動以外の学習活動, 社会奉仕活動, 地域活動, その他の文化活動についても年間計画の中で取り入れる。
- 5 交流大会等への参加
  - 1 スポーツ少年団及び団員が参加できる交流大会等は、次のとおりとする。
    - A 県スポーツ少年団本部又は市町スポーツ少年団本部が主催する交流大会ただし、各単位団が主催する交流大会は、すべて禁止する。
    - B 県スポーツ少年団本部又は市町スポーツ少年団本部と各種競技団体が共催する大会
    - C その他、県スポーツ少年団本部又は市町スポーツ少年団本部が認める交流大会等
  - 2 上記に違反したり、スポーツ少年団活動の目的に反する行為が著しい場合は登録を取り消される場合がある。
- 6 事故防止
  - 1 指導者は、事故防止について十分に留意する。
  - 2 団員、指導者、母集団役員は、スポーツ安全保険(賠償責任保険付き)に必ず加入する。
- 7 所属スポーツ少年団本部との連絡を綿密にする。

(平成5年 香川県スポーツ少年団)